

公 示 日：2024年1月31日（水）

調達管理番号：23a00870

国 名：モロッコ

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

調 達 件 名：モロッコ国水産業振興アドバイザー業務

適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付等

- （1） 担当業務：水産業振興アドバイザー業務
- （2） 格 付：2号
- （3） 業務の種類：専門家業務

## 2. 契約予定期間等

- （1） 全体期間：2024年3月中旬から2026年3月上旬
- （2） 業務人月：7.00
- （3） 業務日数：
  - ・ 第1次 準備 5日、現地業務 30日、整理 2日
  - ・ 第2次 現地業務 30日、整理 2日
  - ・ 第3次 現地業務 30日、整理 2日
  - ・ 第4次 現地業務 30日、整理 2日
  - ・ 第5次 現地業務 30日、整理 2日
  - ・ 第6次 現地業務 30日、整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次派遣を除いては具体的な業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

#### (4) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後)：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降)：契約金額の20%を限度とする。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2024年2月14日(水) (12時まで)
- (4) 提出方法：電子データのみ
  - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」の「別添資料11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年2月26日(月)までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定しま

す。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針      | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点  |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- |                |     |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験      | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点  |
| ③ 語学力          | 16点 |
| ④ その他学位、資格等    | 16点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	水産資源管理
対象国及び類似地域	モロッコ及び全途上国
語学の種類	仏語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし  
(2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

モロッコは 3,500 km にわたる海岸線を有し、大西洋と地中海という恵まれた漁場を持ち、同国の水産セクターは GDP の 2.5% を占め、間接雇用も含めて 66 万人の雇用（労働人口の 5.7%）を生む重要な産業である（農業・海洋漁業・農村開発・水・森林省海洋漁業庁（DPM）、Portrait de secteur de Pêche Maritime, 2015）。漁獲量は 2019 年で約 146 万トン、漁獲高約 117 億ディラハム（約 1,720 億円）とアフリカ全体から見て最も高い水準に成長し、その 94% は沿岸域を中心とする零細漁業（3 トン以下の漁船を操業）によるものである。また全漁民数約 12 万人のう

ち 47%は零細漁業に従事している（DPM、La mer en chiffre, 2021）。また、同国の海域にはタコやイワシ等を豊富に有する好漁場が形成されており、日本のマグロはえ縄漁船の入漁協定も締結されているため、モロッコは日本にとっても重要な水産物輸入元である。

モロッコ政府は 2009 年に水産開発戦略「Plan Halieutis」を策定し、①資源の持続的活用、②水産物の品質向上、③付加価値向上による競争力強化の 3 つの柱を掲げて水産開発を進めている。同国水産業は、長年に渡る我が国の継続的な支援もあり、研究分野等では技術の向上が見られるが、社会・経済の発展に則した新たな開発として、零細漁業や養殖振興に対する取り組み、また水産物流通等のインフラ整備が課題になっている。

さらに、モロッコ政府は 2016 年に「Blue Belt Initiative」を提唱し、①持続的漁業、②持続的養殖業、③海洋観測の 3 つの優先分野を柱に、西アフリカにおけるブルーエコノミー開発を主導することを目指している。

JICA は 2017 年から 2022 年にかけて、個別案件「水産業振興」専門家を派遣し、水産協力にかかる今後の方針を明確にするとともに、同方針に基づき技術協力や資金協力案件形成を進め、また、三角協力を通じたアフリカ諸国への技術移転、また、本邦企業の技術・知見を活かした案件形成の側面支援を行ってきた。

上記背景を受け、本事業にて水産協力を円滑かつ効率的に進めることで、モロッコの水産業がアフリカ諸国におけるブルーエコノミーのモデルとなり、その結果、モロッコ政府が進める「Blue Belt Initiative」の推進に貢献するため、個別専門家を派遣する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、カウンターパート（C/P）機関であるモロッコ国農業・海洋漁業・農村開発・水・森林省海洋漁業庁（DPM）関係者とともに入産協力を円滑かつ効率的に進めることで、モロッコの水産業がアフリカ諸国におけるブルーエコノミーのモデルとなり、その結果、モロッコ政府が進める「Blue Belt Initiative」の推進に貢献することを目的とする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1） 第 1 次準備期間（2024 年 3 月中旬～2024 年 4 月中旬）

- ① これまで日本が実施してきた水産協力（特に近年実施した個別専門家「水産業振興（2017 年～2023 年）」及び個別専門家「養殖振興（2019 年～2022 年）」の活動を軸に）の内容およびモロッコ政府が 2009 年に策定した水産開発戦略「Plan Halieutis」等の水産関係政策に基づき、同国の水産業とそれを取り巻く現状と課題やニーズを整理・分析する。

- ② JICA 経済開発部及びモロッコ事務所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
  - ③ ワークプラン（仏文）を作成し JICA 経済開発部による確認の後提出する。併せて、モロッコ事務所にもデータを送付する。
- (2) 第1次現地業務期間（2024年4月中旬～2024年5月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA モロッコ事務所および C/P 機関である農業・海洋漁業・農村開発・水・森林省海洋漁業庁（DPM）関係部局にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。
  - ② C/P 機関から同国における「Plan Halieutis」等の水産関係政策にかかる最新情報および今後方向性等にかかる情報収集を行い、法的枠組み及びその実施状況を把握する。
  - ③ 技術協力「ブルグロース型養殖開発プロジェクト」における主要会議への参加のほか、プロジェクトサイト（候補）への訪問を通じ、情報収集を行う。
  - ④ 開始予定の無償資金協力事業「スイラケディマ新世代型漁港整備計画」の円滑な実施に際し、C/P 機関からの情報収集や JICA との各種調整等を通じ、同事業の円滑な実施と成果のスケールアップのため、行政面から C/P 機関を支援する。
  - ⑤ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仏文）を C/P 機関に提出し、報告する。
  - ⑥ JICA モロッコ事務所に第1次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (3) 第1次整理期間（2024年5月中旬～2024年6月中旬）
- ① C/P 機関および JICA モロッコ事務所への報告結果を踏まえ、第1次現地業務結果報告書（和文・仏文）を作成し、JICA 経済開発部に提出、報告する。
  - ② 第2次現地業務についてオンライン会議等によりモロッコ側調整の上、ワークプラン（和文、仏文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、モロッコ事務所にもデータを送付する。
- (4) 第2次現地業務期間（2024年6月中旬～2024年7月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICAモロッコ事務所、C/P機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。
  - ② 第1次現地業務にて収集・確認した「Plan Halieutis」等の水産関係政策の課題等を踏まえ、上記計画の推進に向けた方策につき、C/Pと協議を行う。

- ③ 第1次現地業務に引き続き、実施中の技術協力「ブルーグロース型養殖開発プロジェクト」および無償資金協力事業「スィラケディマ新世代型漁港整備計画」の会議等主要活動への同行やプロジェクトサイト訪問を通じた情報収集を通じ、JICA水産事業の円滑な実施と成果のスケールアップのため、行政面からC/P機関を支援する。
  - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仏文）をC/P機関に提出し、報告する。
  - ⑤ JICAモロッコ事務所に第2次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (5) 第2次整理期間（2024年7月中旬～2024年11月中旬）
- ① C/P 機関および JICA モロッコ事務所への報告結果を踏まえ、第2次現地業務結果報告書（和文・仏文）を作成し、JICA 経済開発部に提出、報告する。
  - ② 第3次現地業務についてオンライン会議等によりモロッコ側調整の上、ワークプラン（和文、仏文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、モロッコ事務所にもデータを送付する。
- (6) 第3次現地業務期間（2024年11月中旬～2024年12月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA モロッコ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。
  - ② 第2次現地業務にて収集・確認した「Plan Halieutis」等の水産関係政策の課題等を踏まえ、C/P 機関に対し政策提言（案）を提出する。
  - ③ 技術協力「ブルーグロース型養殖開発プロジェクト」において、12月上旬に開催予定の第2回合同調整委員会（JCC）に参加し、円滑な実施と成果のスケールアップのため、行政面から C/P 機関を支援する。
  - ④ 上記③のほか、基礎情報収集・確認調査や協力準備調査、民間連携事業関係調査等、JICA が行う水産協力関連業務を支援する。
  - ⑤ 上記③および④の実施中の協力成果を踏まえ、JICA 新規事業（無償資金協力・有償資金協力・民間連携事業等）の形成に向け C/P を支援する。
  - ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仏文）を C/P 機関に提出し、報告する。
  - ⑦ JICA モロッコ事務所に第3次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、

現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(7) 第3次整理期間（2024年12月中旬～2025年1月中旬）

- ① C/P 機関および JICA モロッコ事務所への報告結果を踏まえ、第3次現地業務結果報告書（和文・仏文）を作成し、JICA 経済開発部に提出、報告する。
- ② 第4次現地業務についてオンライン会議等によりモロッコ側調整の上、ワークプラン（和文、仏文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、モロッコ事務所にもデータを送付する。

(8) 第4次現地業務期間（2025年1月中旬～2025年2月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA モロッコ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。
- ② 上記（6）第3次現地業務期間における③～⑤を継続する。
- ③ JICA モロッコ事務所および経済開発部と協議のうえ、実施中の JICA 事業および本邦企業との連携により、2025年1月～2月頃に開催予定の Salon Halieutis（水産関係国際展示会）および海洋養殖フォーラムなどのイベントに参加し、JICA 事業の成果を発信する。
- ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仏文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑤ JICA モロッコ事務所に第4次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

(9) 第4次整理期間（2025年2月中旬～2025年6月上旬）

- ① C/P 機関および JICA モロッコ事務所への報告結果を踏まえ、第4次現地業務結果報告書（和文・仏文）を作成し、JICA 経済開発部に提出、報告する。
- ② 第5次現地業務についてオンライン会議等によりモロッコ側調整の上、ワークプラン（和文、仏文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、モロッコ事務所にもデータを送付する。

(10) 第5次現地業務期間（2025年6月上旬～2025年7月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA モロッコ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。
- ② 技術協力「ブルーグロース型養殖開発プロジェクト」において、6月中旬に開催予定の第3回合同調整委員会（JCC）に参加し、円滑な実施と成果

のスケールアップのため、行政面から C/P 機関を支援する。その他基礎情報収集・確認調査や協力準備調査、民間連携事業関係調査等、JICA が行う水産協力関連業務を支援する。

- ③ 実施中の JICA 協力の成果を踏まえ、JICA 新規事業（無償資金協力・有償資金協力・民間連携事業等）の形成に向け C/P を支援する。
- ④ 既往無償資金協力「貝類養殖技術研究センター」及び有償資金協力「海洋・漁業調査船建造事業」の有効活用の促進のため、C/P と協議を行う。
- ⑤ 技術協力「仏語圏アフリカ水産人材育成プロジェクト」の成果・教訓を活用し、アフリカ諸国を対象とした南南・三角協力案件形成の可能性検討を支援する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（仏文）を C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA モロッコ事務所に第 5 次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回現地業務期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（11）第 5 次整理期間（2025 年 7 月上旬～2025 年 11 月中旬）

- ① C/P 機関および JICA モロッコ事務所への報告結果を踏まえ、第 4 次現地業務結果報告書（和文・仏文）を作成し、JICA 経済開発部に提出、報告する。
- ② 第 6 次現地業務についてオンライン会議等によりモロッコ側調整の上、ワークプラン（和文、仏文）を作成、経済開発部による確認の後提出する。併せて、モロッコ事務所にもデータを送付する。

（12）第 6 次現地業務期間（2025 年 11 月中旬～2025 年 12 月中旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA モロッコ事務所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の説明を行う。
- ② 「Plan Halieutis」等の水産関係政策にかかるこれまでの C/P との協議結果を踏まえ、C/P 機関に対し政策提言（最終案）を提出し協議する。
- ③ 過去に実施した JICA 案件のモニタリング結果を踏まえ、その活用方策について C/P 機関に対し提言する。
- ④ 第 5 次現地業務までの活動結果を踏まえ、既往無償資金協力「貝類養殖技術研究センター」及び有償資金協力「海洋・漁業調査船建造事業」の有効活用の促進について C/P 機関に対し提言する。
- ⑤ 第 5 次現地業務までの活動結果を踏まえ、アフリカ諸国を対象とした南南・三角協力案件形成の可能性検討結果を報告し、C/P と協議する。



⑥ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（仏文）を C/P 機関に提出し、報告する。

⑦ JICA モロッコ事務所に第 6 次現地業務結果報告書（和文・仏文）を提出し、報告する。

（13）第 6 次整理期間（2025 年 12 月中旬～2026 年 2 月下旬）

専門家業務完了報告書（和文）を JICA 経済開発部に提出し、報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（1）ワークプラン（全体及び各現地業務期間時）

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

・ 仏文 3 部（JICA 経済開発部、JICA モロッコ事務所、C/P 機関へ各 1 部）

（2）現地業務結果報告書

各現地業務期間終了時。和文及び仏文。提出部数は以下のとおり。

・ 仏文 3 部（JICA 経済開発部、JICA モロッコ事務所、C/P 機関へ各 1 部）

・ 和文 2 部（JICA 経済開発部、JICA モロッコ事務所へ各 1 部）

ただし、第 6 次現地業務結果報告書（和文）は（3）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。

（3）専門家業務完了報告書（和文 3 部）

2026 年 2 月 20 日（金）までに提出。

現地業務期間中／準備及び整理作業期間中の業務完了報告書（和文）を、JICA 経済開発部及びモロッコ事務所に提出し、報告する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月）」の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社選択いただき、航空賃を計上して下さい。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。なお提案の際には、現地業務の効率化の観点から、可能な限り各年の断食月および同国のバカンス期間(7月下旬から9月上旬まで)を回避願います。但し、業務人月及び渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舍手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務期間開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。

カ) 執務スペースの提供：農業・海洋漁業・農村開発・水・森林省海洋漁業庁(DPM)内における執務スペース提供(家具およびネット環境完備)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・ モロッコ国個別専門家「水産業振興」要請書
  - ・ モロッコ国個別専門家「水産業振興」案件概要表
  - ・ モロッコ個別専門家「水産業振興」業務報告書
  - ・ モロッコ国個別専門家「養殖振興」業務完了報告書
  - ・ 技術協力「ブルーグロース型養殖開発プロジェクト」案件概要表
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
- ・ 無償資金協力事業「モロッコ国スィラケディマ新世代型漁港整備計画」協力準備調査報告書（先行公開版）  
[https://openjicareport.jica.go.jp/890/890/890\\_411\\_1000049757.html](https://openjicareport.jica.go.jp/890/890/890_411_1000049757.html)  
 無償資金協力「モロッコ国貝類養殖技術研究センター」外部事後評価結果票  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021\\_1461080\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2021_1461080_4_f.pdf)
  - ・ モロッコ国「仏語圏アフリカ水産人材育成プロジェクト」ODA 見える化サイト  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1400326/index.html>
  - ・ 有償資金協力「海洋・漁業調査船建造事業」ODA 見える化サイト  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/MR-P34/index.html>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア）配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」
- イ）配付依頼メール
- ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
  - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
- 「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を

求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICA と協議の上決定します。

以上